

こ発第72号
平成28年4月19日

消防局予防部査察課長様

こども未来局こども部こども発達支援課長

障がい福祉サービス事業所等に係る消防用設備の確認について（依頼）

貴課におかれましては、日ごろから障がい福祉サービス事業者等（以下、「事業者」という。）に対する消防法令に基づく指導等にご尽力いただきありがとうございます。当課におきましても、障がい児が通所又は入所する障がい福祉サービス事業所等（以下、「事業所」という。）における消防用設備は、障がい児の安全確保に必要不可欠なものであるため、事業所が消防法令に適合していることの確認を下記のとおり徹底する必要があると考えております。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 確認方法

別添「障がい福祉サービス事業所等の指定申請等に係る消防署確認様式」を使用し、事業者が所轄の消防署に確認する。

2. 対象事業所

新たに物件を使用する場合など消防用設備の確認が必要な次に掲げる事業所

児童福祉法に基づく児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス
・保育所等訪問支援・障がい児入所施設

※列記している以外にも、障がい児が通所又は入所する事業所について確認を行う場合があります。

3. 確認開始日

平成28年4月1日

【問い合わせ】

福岡市こども未来局こども発達支援課
電話：711-4178（内1748）